

令和元年度 第2回
仙台市学校給食運営審議会

《 資 料 》

■ 委員名簿.....	1
■ 学校給食関係職員一覧.....	2
■ 仙台市学校給食運営審議会条例.....	3
■ 仙台市学校給食運営審議会実施要領.....	4~5
■ 議事関係資料	
・ 主食・牛乳の価格動向及び副食費（食材購入可能額）の推移.....	6
・ 給食用物資契約単価推移.....	7~9
・ 他都市の学校給食費の状況（令和元年10月現在）.....	10
・ 平成30年度以降の食材価格の状況について.....	11~14
・ 異なる給食費単価統一について.....	15

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：令和2年11月12日まで)

	氏名	肩書	選出区分	備考
会長	イワサキ カオル 岩崎 薫	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
副会長	タンノ クミコ 丹野 久美子	宮城学院女子大学生生活科学部食品栄養学 科准教授	学識経験者	
委員	イワイ ヒロミ 岩井 博美	特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者 支援ネット	学識経験者	
	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会理事		
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会理事		
	ササキ シン 佐々木 心	仙台市議会議員		
	ハナオカ ヨウジ 花岡 弘二	一般社団法人仙台歯科医師会常務理事		
	ゴトウ ケイコ 後藤 景子	仙台市立八木山小学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (太白学校給食セン ター)
	タカハシ アヤコ 高橋 綾子	仙台市立大沢中学校校長		給食センター方式 (南吉成学校給食セン ター)
	オウザキ ヒロコ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会栄養教諭・学校栄養職 員部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
	サトウ シュウコ 佐藤 修子	仙台市中学校教育研究会 学校給食研究部会長		給食センター方式 (荒巻学校給食セン ター)
	アシザワ ヨシアキ 蘆澤 義章	仙台市立鶴谷中学校父母教師会会長	児童及び生徒の保護者	給食センター方式 (荒巻学校給食セン ター)
	オオバ マナミ 大場 愛美	仙台市立将監東中学校父母教師会会長		単独調理校方式
	オノデラ ケイジ 小野寺 啓次	仙台市立遠見塚小学校父母教師会会長		給食センター方式 (高砂学校給食セン ター)
	キムラ ヒロミ 木村 ひろみ	仙台市立新田小学校父母教師会会長		単独調理校方式
ゴトウ ユキコ 後藤 由起子	仙台市立南材木町小学校父母教師会会長	給食センター方式 (太白学校給食セン ター)		

令和元年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	サ 佐 サ タ キ ヒロシ 木 洋
副 教 育 長	カ ネ ヨ マ 金 子 雅
次 長	モ キ カ ア 本 木 一 昭
総 務 企 画 部 長	チ バ シ オ 千 葉 茂 雄
健 康 教 育 課 長	ニ ザ フ オ 西 崎 文 雄
健康教育課 主 幹	ヒ セ キ フ 廣 瀬 清 文
" 給食管理係長	カ タ ヨ ノ 金 田 佳 紀
" 給食事業係長	サ ト カ マ 佐 藤 一 正
" 給食事業係主査	カ タ チ カ 鎌 田 千 佳
" 給食事業係主査	チ バ ヒ ミ 千 葉 広 美
" 給食事業係指導主事	サイ トウ ミ ユ キ 齋 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨ ヤ ヒロシ 横 山 浩
荒巻学校給食センター所長	セ ガ ヒロシ 瀬 川 宏
高砂学校給食センター所長	ナ タ ヒ ユ 中 田 秀 行
野村学校給食センター所長	オ ノ デ ト ノ 小 野 寺 利 典
南吉成学校給食センター所長	チ タ ア 千 田 キラ

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

主食・牛乳の価格動向及び副食費(食材購入可能額)の推移

小学校

(単位:円)

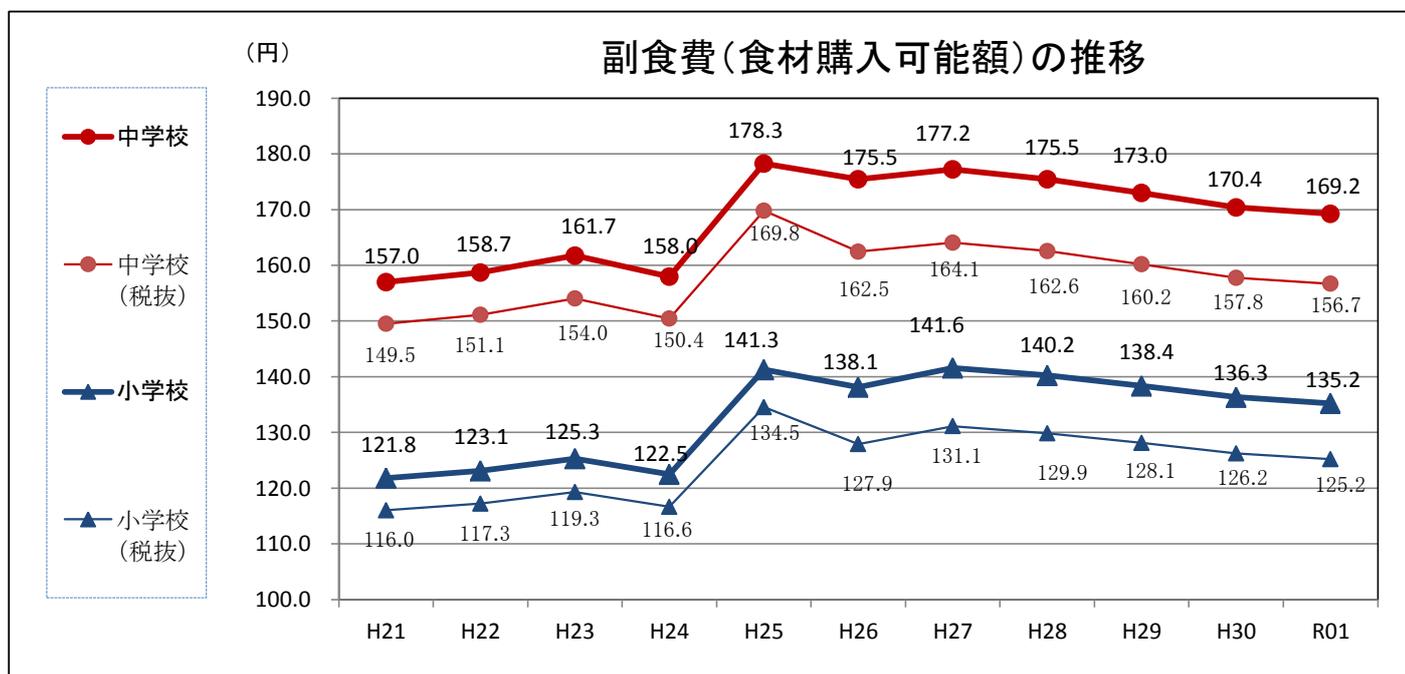
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
給食費(A)	225.0	225.0	225.0	225.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0
主食価格(B)	59.7	58.8	56.5	59.2	60.5	61.1	57.0	57.9	59.6	61.4	62.1
パン(規格パン60g) H27以降は50g	48.2	47.0	46.9	47.7	47.3	49.4	47.9	48.8	49.0	49.6	50.4
米飯(80g) H27以降は70g	67.4	66.6	62.9	66.8	69.2	68.8	63.0	63.9	66.7	69.2	69.9
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7
副食費(A-B-C)	121.8	123.1	125.3	122.5	141.3	138.1	141.6	140.2	138.4	136.3	135.2

中学校

(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
給食費(A)	268.0	268.0	268.0	268.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0
主食価格(B)	67.6	66.2	63.1	66.7	68.5	68.7	66.4	67.6	70.0	72.4	73.1
パン(規格パン80g)	52.3	50.5	50.4	51.4	50.9	53.3	53.8	54.7	54.7	55.2	56.1
米飯(110g)	77.8	76.7	71.5	76.8	80.1	79.0	74.7	76.2	80.1	83.8	84.4
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7
副食費(A-B-C)	157.0	158.7	161.7	158.0	178.3	175.5	177.2	175.5	173.0	170.3	169.2

- ※ 4月1日契約時の単価に消費税を含む。但し、平成25年度までは税率5%、26年度以降は税率8%。
- ※ 主食価格はパン及び米飯の実施割合(パン2回/週、米飯3回/週)に応じて加重平均して得たもの。
- ※ 副食費は、給食費より主食価格及び牛乳価格を減じて得たもの。
- ※ 平成27年度以降は、小学校(低学年・中学年)の主食を10g減としている。



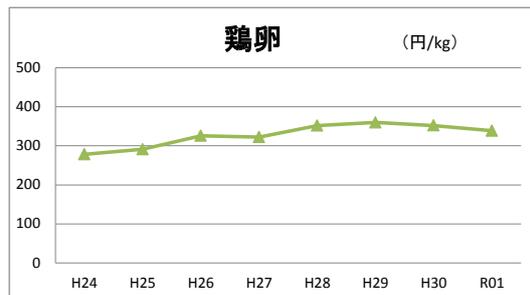
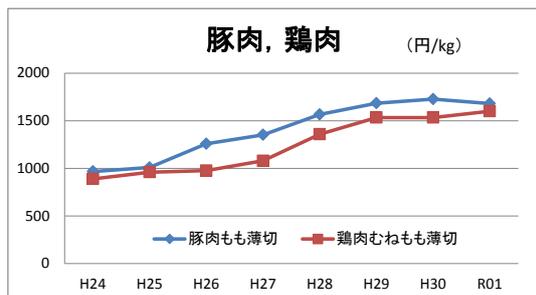
給食用物資契約単価推移

食材価格の動向①

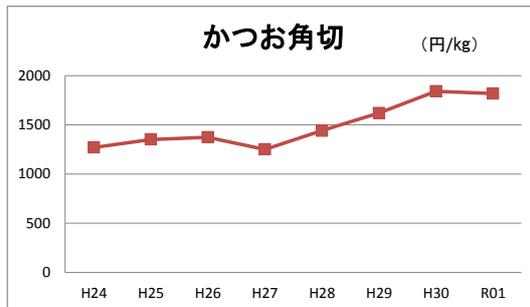
※消費税込み

(荒巻学校給食センター月契約物資の年間平均価格、令和元年度は11月までの平均価格)

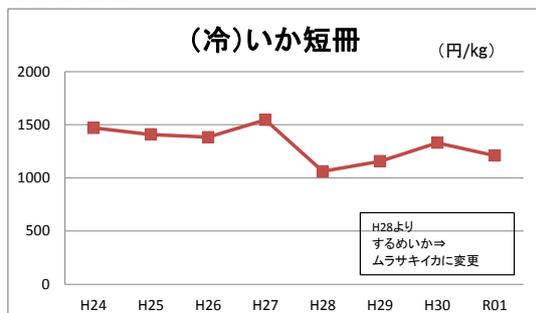
A類(食肉・鶏卵)



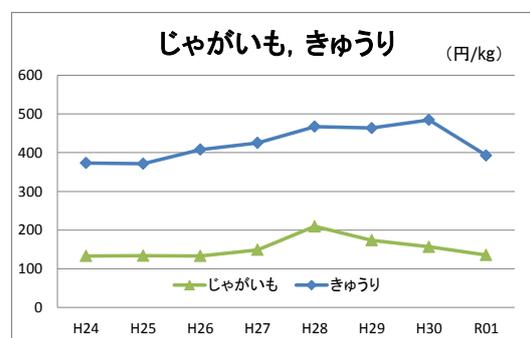
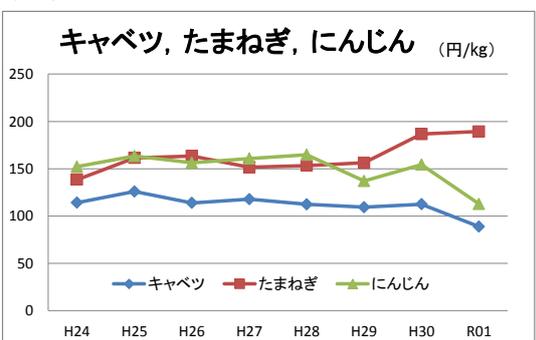
B類(魚・練り物)



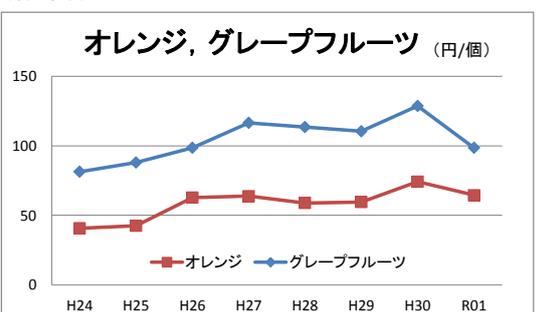
C類(冷凍食品)



F類(野菜)



G類(果物)

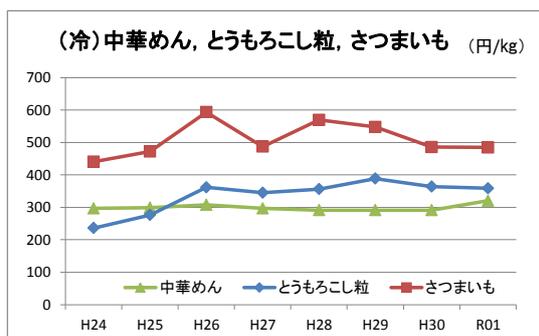
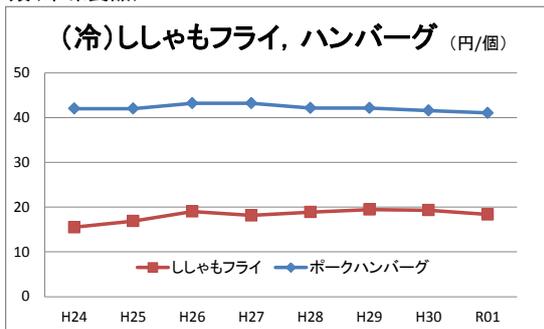


食材価格の動向②

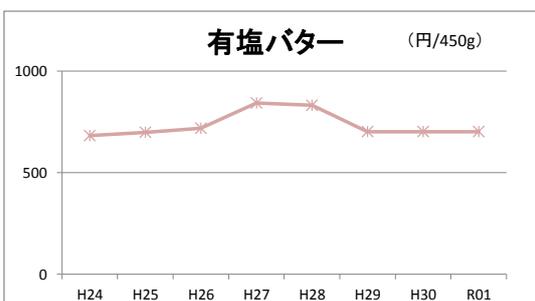
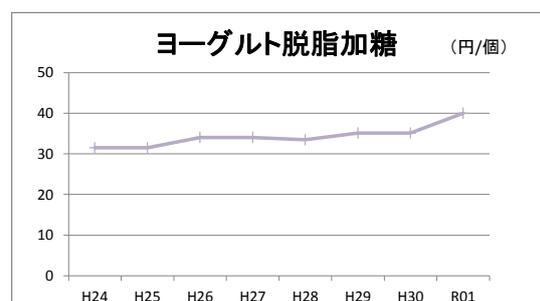
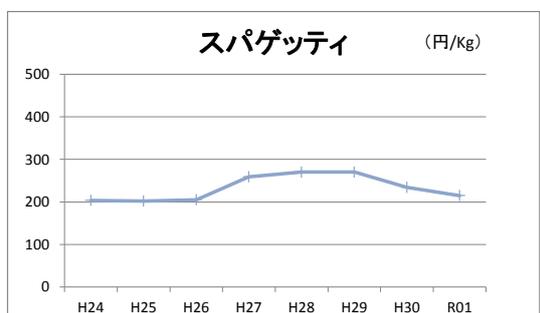
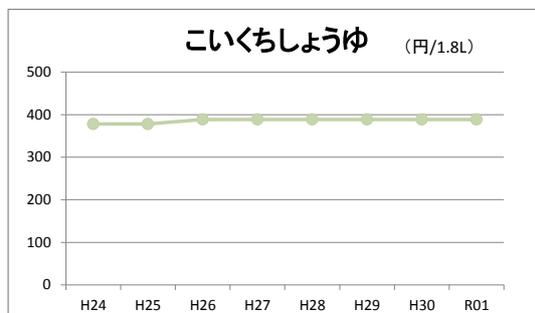
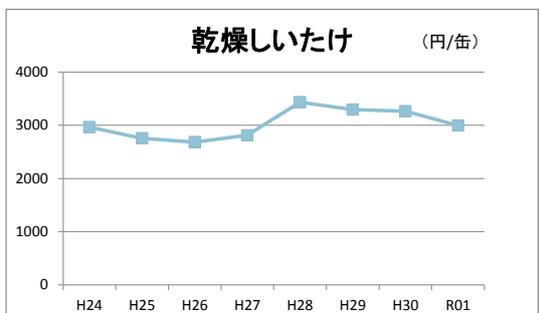
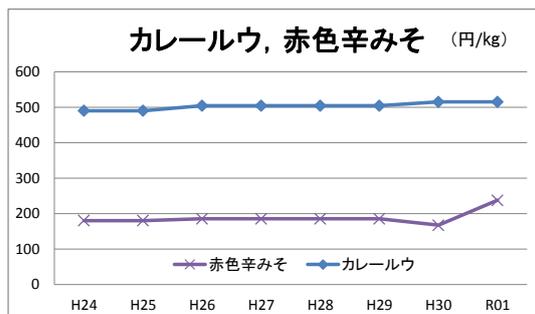
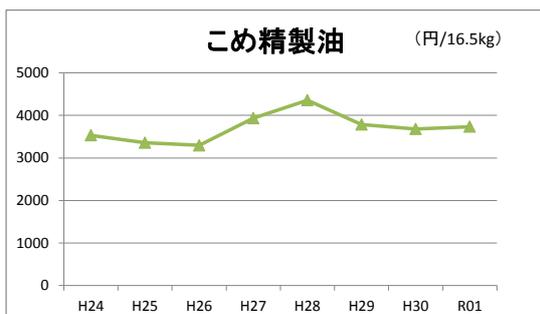
※消費税込み

(仙台市学校給食会による年間または前・後期契約での共同購入価格。)

C類(冷凍食品)



H類(一般物資)



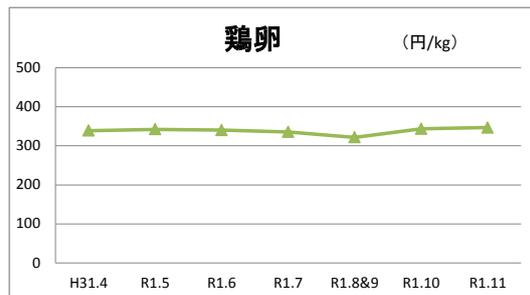
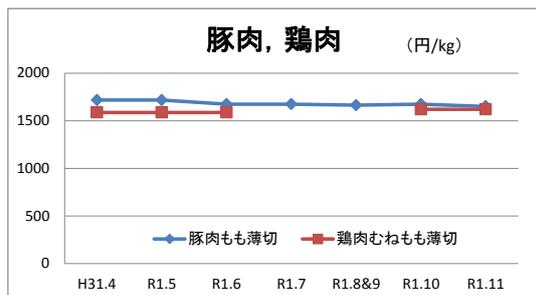
給食用物資契約単価推移

食材価格の動向①

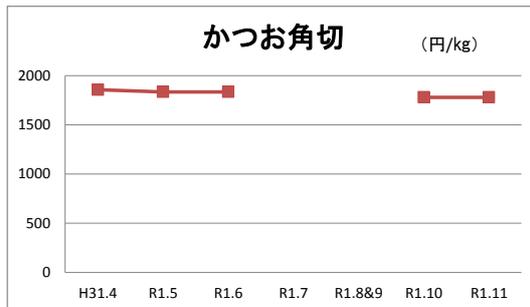
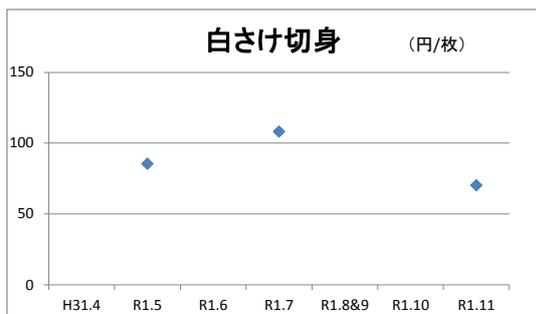
※消費税込み

(荒巻学校給食センター月契約物資の平成31年4月から令和元年11月までの推移)

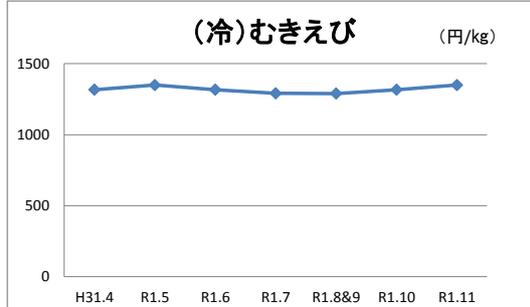
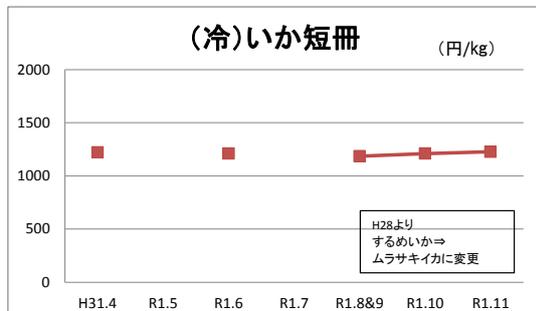
A類(食肉・鶏卵)



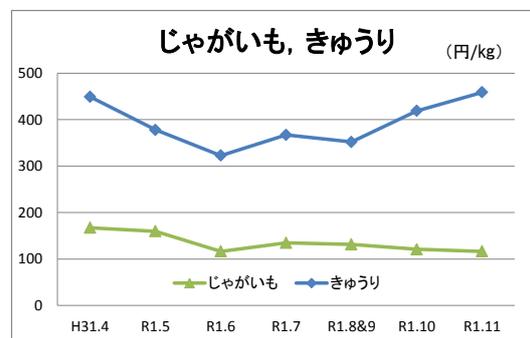
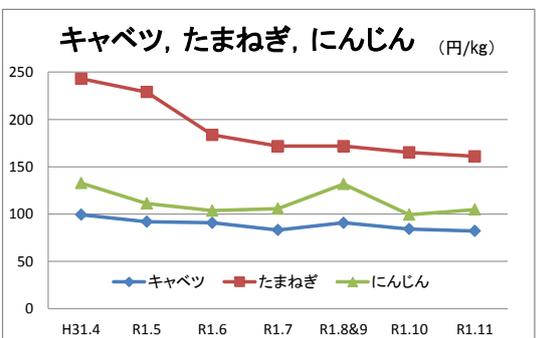
B類(魚・練り物)



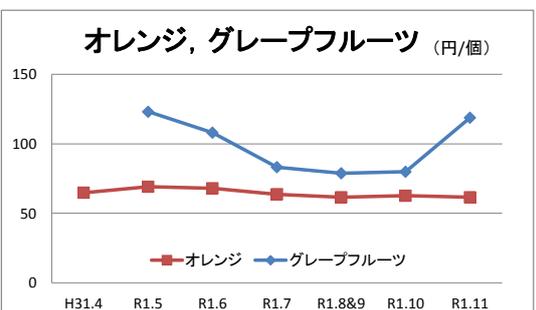
C類(冷凍食品)



F類(野菜)



G類(果物)



他都市の学校給食費の状況（令和元年10月現在）

○宮城県内市 小学校(高学年)

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	266円	—
1	気仙沼市	282円	31年4月
2	岩沼市	280円	26年4月
3	角田市	277円	31年4月
4	塩竈市	276円	31年4月
4	白石市	276円	21年4月
6	富谷市	275円	31年4月
7	栗原市	274円	26年4月
8	東松島市	265円	27年4月
8	名取市	265円	31年4月
10	大崎市	261円	31年4月
11	多賀城市	254円	26年4月
12	石巻市	246円	26年4月
13	仙台市	245円	25年4月
14	登米市	241円	19年4月

○宮城県内市 中学校

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	319円	—
1	気仙沼市	345円	31年4月
2	白石市	332円	21年4月
3	塩竈市	331円	31年4月
4	角田市	330円	31年4月
5	栗原市	327円	26年4月
6	東松島市	326円	27年4月
7	富谷市	325円	31年4月
7	名取市	325円	31年4月
7	岩沼市	325円	26年4月
10	大崎市	323円	31年4月
11	登米市	300円	19年4月
12	多賀城市	298円	26年4月
13	石巻市	293円	26年4月
14	仙台市	290円	25年4月

○政令指定都市 小学校(高学年)

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	259円	—
1	浜松市	291 円	29年4月
2	千葉市	288 円	31年4月
3	新潟市	287.92 円	31年4月 ※
4	静岡市	280 円	29年4月
5	川崎市	270 円	30年4月 ※
6	横浜市	269.15 円	30年9月 ※
7	札幌市	268.81 円	30年4月 ※
8	岡山市	265 円	29年4月
9	京都市	262.44 円	27年4月 ※
10	相模原市	260 円	28年4月 ※
10	神戸市	260 円	29年4月 ※
12	堺市	255 円	元年10月 ※
13	広島市	250 円	27年12月
14	さいたま市	246 円	26年4月 ※
15	仙台市	245 円	25年4月
16	福岡市	243.15 円	27年4月 ※
17	熊本市	243 円	26年4月
18	大阪市	233 円	27年4月
19	名古屋市	232 円	21年4月 ※
20	北九州市	226 円	26年4月 ※

○政令指定都市 中学校

降順	都市名	単価	直近の改定時期
—	平均値	309.53 円	—
1	新潟市	351.93 円	31年4月 ※
2	浜松市	350 円	29年4月
3	京都市	329.44 円	27年4月 ※
4	静岡市	325 円	29年4月
5	千葉市	320 円	31年4月
5	川崎市	320 円	30年4月 ※
7	札幌市	317.22 円	30年4月 ※
8	岡山市	317 円	29年4月
9	堺市	310 円	26年4月 ※
10	さいたま市	300 円	26年4月 ※
10	大阪市	300 円	27年4月
10	神戸市	300 円	29年4月 ※
10	広島市	300 円	27年12月
14	相模原市	295 円	28年4月 ※
14	熊本市	295 円	26年4月
16	仙台市	290 円	25年4月
17	福岡市	289.47 円	27年4月 ※
18	北九州市	288 円	26年4月 ※
19	名古屋市	283.00 円	21年4月 ※
—	横浜市	未実施	—

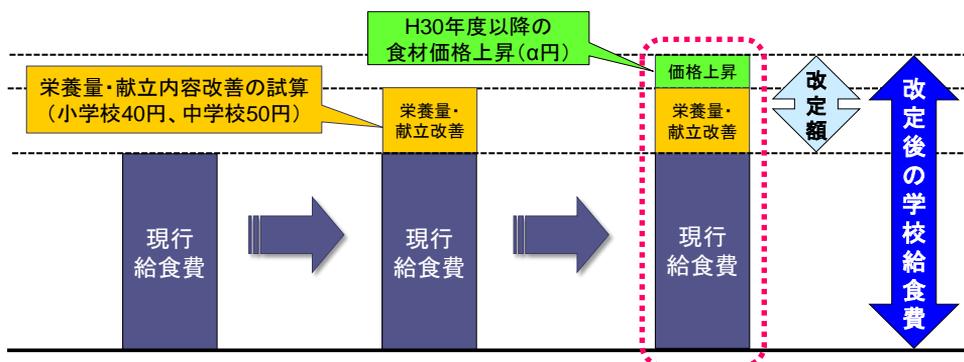
※給食費を月額で定めている都市については、1食当たりの単価に割り戻した額を記載

H30年度以降の 食材価格の状況について

1 学校給食費改定額の考え方

- ▶ 前回の審議会において、栄養量・献立内容の改善に係る試算を基に、学校給食摂取基準の充足・地場産物の利用促進等に必要な改定額として、小学校では40円、中学校では50円を軸として検討していくとの結論となった。
- ▶ 上記試算はH30.6月時点の食材価格を基にしているため、栄養量・献立内容の試算にH30年度以降の食材価格の上昇分(α 円)を加え、学校給食費の改定額とすることとなった。

<学校給食費改定額の考え方>



2 副食用食材の契約価格の状況①

(1) 半年契約の食材の価格(乾物、調味料等)

- ▶ 単独調理校・学校給食センターにおいて半年契約している乾物、調味料等の食材について、H30年度前期(H30.4～H30.9)とR1年度後期(R1.10～R2.3)の契約価格を比較した。
※品目例:スパゲッティ、マカロニ、油、乾燥わかめ、乾燥こんぶ、果物缶、ドレッシング等

区分	品目数	H30前期⇒R1後期の 価格増減率の平均
単独調理校	92品目	-1.4%
学校給食センター	106品目	-2.9%

2 副食用食材の契約価格の状況②

(2) 学校給食センターの月別契約の食材価格

- ▶ 荒巻学校給食センターにおいて月別に契約している主な副食用食材のH30年度(H30.4～H31.3)の平均契約価格とR1年度(H31.4～R1.11)の平均契約価格を比較した。
(単位:円)

品目	単位	H30年度 平均価格	R1年度 平均価格	H30年度⇒R1年度 平均契約価格の増減率
豚肉もも薄切	Kg	1,600	1,557	-2.7%
鶏肉むねもも薄切	Kg	1,420	1,482	4.4%
鶏卵	Kg	326	313	-4.0%
白さけ切り身	枚	91	81	-11.0%
かつお角切り	Kg	1,705	1,684	-1.2%
(冷)いか短冊	Kg	1,232	1,121	-9.0%
(例)むきえび	Kg	1,226	1,221	-0.4%
じゃがいも	Kg	145	125	-13.8%
キャベツ	Kg	104	82	-21.2%
きゅうり	Kg	449	363	-19.2%
たまねぎ	Kg	173	175	1.2%
にんじん	Kg	143	104	-27.3%
オレンジ	個	69	60	-13.0%
グレープフルーツ	個	119	91	-23.5%

2 副食用食材の契約価格の状況③

(3) 消費税率改定の影響

▶ 荒巻学校給食センターにおいて月別に契約している主な副食用食材の消費税率改定前(H31.4~R1.9)の平均契約価格と改定後(R1.10~11)の平均契約価格を比較した。(単位:円)

品目	単位	消費税率改定前の平均価格	消費税率改定後の平均価格	税率改定前⇒改定後平均契約価格の増減率
豚肉もも薄切	Kg	1,564	1,540	-1.5%
鶏肉むねもも薄切	Kg	1,470	1,500	2.0%
鶏卵	Kg	311	320	2.9%
白さけ切り身	枚	90	65	-27.8%
かつお角切り	Kg	1,707	1,650	-3.3%
(冷)いか短冊	Kg	1,116	1,128	1.1%
(例)むきえび	Kg	1,216	1,235	1.6%
じゃがいも	Kg	132	110	-16.7%
キャベツ	Kg	84	77	-8.3%
きゅうり	Kg	346	407	17.6%
たまねぎ	Kg	185	151	-18.4%
にんじん	Kg	108	95	-12.0%
オレンジ	個	61	58	-4.9%
グレープフルーツ	個	91	92	1.1%

3 主食(パン・米飯)、牛乳の契約価格の状況①

(1) H30年度とR1年度の比較

▶ 主食(パン・米飯)、牛乳の契約価格(税込)の前年度との比較は下表のとおり

(単位:円)

校種	種類	H30年度	R1年度	価格上昇
小学校	主食	61.4	62.1	0.7
	牛乳	47.3	47.7	0.4
	合計	108.7	109.8	1.1
中学校	主食	72.4	73.1	0.7
	牛乳	47.3	47.7	0.4
	合計	119.7	120.8	1.1

H30年度⇒R1年度で、**1.1円**上昇している。

3 主食(パン・米飯)、牛乳の契約価格の状況②

(2) 過去5年間の状況

▶ 主食(パン・米飯)、牛乳の契約価格(税込)のH26年度からR1年度までの過去5年間の推移は下表のとおり

(単位:円)

校種	種類	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	価格上昇
小学校	主食	58.4	57.0	57.9	59.6	61.4	62.1	3.7
	牛乳	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7	1.9
	合計	104.2	103.4	104.8	106.6	108.7	109.8	5.6
中学校	主食	68.7	66.4	67.6	70.0	72.4	73.1	4.4
	牛乳	45.8	46.4	46.9	47.0	47.3	47.7	1.9
	合計	114.5	112.8	114.5	117.0	119.7	120.8	6.3

※小学校のH26年度の主食の契約価格は比較のためパン50g、米飯70gの価格を記載

主食、牛乳の価格は、H26年度⇒R1年度の5年間で小学校では**5.6円**、中学校では**6.3円**上昇するなど、長期的に上昇傾向にあり、R2年度に向けても一定程度の上昇を見込む必要がある。

4 H30年度以降の食材価格の上昇

▶ 副食用食材の契約価格について、H30年度からR1年度にかけての期間においては、大きな上昇はみられず、また、消費税率が改定された10月以降も現時点では顕著な変化はみられないが、今後も注視していく必要がある。

- ▶ 主食(パン・米飯)、牛乳の契約価格は、H30年度からR1年度で1.1円上昇している。
- ▶ 主食、牛乳の価格は、長期的に上昇傾向にあり、R2年度に向けても、一定程度の上昇を見込む必要がある。

<H30年度以降の価格上昇の要素>



H30年度以降の
食材価格の上昇分(α円)

5円程度

異なる給食費単価の統一について

1 給食費単価の統一について

- 宮城・秋保地区の単独調理校の給食費単価は、合併時における各自治体の給食費単価の相違から、他の地区の学校と比べ小学校では6円、中学校では5円の相違がある。
- 本市では平成31年4月から給食費を公会計化し、給食費の管理を従来の学校単位の会計による「その学校の給食に係る食材費」から、本市予算による「本市全体の給食に係る食材費」としての管理に切り替えており、公平性の観点から給食費の相違を解消し、保護者負担を他の学校と同一とする必要がある。
- そのため、現在検討を進めている給食費改定の時期に合わせ、異なる給食費単価を統一する。

校種	学校	現在の給食費単価	学校数（児童生徒数） R1.5.1現在
小学校	広瀬、上愛子、作並、大沢、川前、大倉、吉成、秋保、馬場、湯元、南吉成、栗生、愛子、錦ヶ丘	<u>239円</u>	14校（4,791人）
	上記以外の学校	245円	106校（47,791人）
中学校	秋保	<u>285円</u>	1校（78人）
	上記以外の学校	290円	63校（24,145人）

※作並小学校、大倉小学校はR2年度から上愛子小学校に統合予定

2 統一後の給食費について

- 上記の小学校14校、中学校1校については、給食費改定額に加え小学校では6円、中学校では5円を引き上げ、他の学校と同一の給食費とする。

小学校

$$\begin{array}{l}
 \text{上記の14校} : \text{現行給食費 } 239 \text{円} + \text{給食費改定額} + \text{相違分 (6円)} = \text{改定後給食費} \\
 \text{上記以外の学校} : \text{現行給食費 } 245 \text{円} + \text{給食費改定額} = \text{改定後給食費}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \\ \\ \end{array}} \right\} \text{同一単価}$$

中学校

$$\begin{array}{l}
 \text{上記の1校} : \text{現行給食費 } 285 \text{円} + \text{給食費改定額} + \text{相違分 (5円)} = \text{改定後給食費} \\
 \text{上記以外の学校} : \text{現行給食費 } 290 \text{円} + \text{給食費改定額} = \text{改定後給食費}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \\ \\ \end{array}} \right\} \text{同一単価}$$